

## 「第4次四日市市障害者計画（素案）」についてのパブリックコメント結果について

※「第4次四日市市障害者計画（素案）」に対する意見につきましては、原文のまま掲載しております。

### 1. 実施期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月24日（木）

### 2. 意見提出

提出人数 4人

提出意見数 24件

## 「第4次四日市市障害者計画（素案）」に対する意見の内容と市の考え方

項目	番号	関連頁	意見の内容	意見に対する考え方
I 計画策定にあたって	1	3	4段落目 「エンパワメント」の語句の解説があったほうが良いと考える。	本計画に資料として追記させていただき用語解説にて明記させていただきます。 また、計画の本文につきましても、わかりやすい表現に改めます。
III 基本的施策（各論） 4. 生活環境の整備	2	41 51	P41 P51で難病に関する合理的配慮を持った視点で記載をしたほうが良いと考える。	本計画の根拠法令である障害者基本法第2条における障害者の定義、及び第5期四日市市障害福祉計画の根拠法令である障害者総合支援法第4条における障害者の定義を踏まえ、本計画では難病を敢えて別記せず、「障害」の表現に含んで扱っております。 本計画は、各論「1. 理解と交流の促進」において、「啓発・広報活動の推進」や「障害についての正しい理解の促進」、「交流機会の充実」、「権利擁護・支え合いの推進」を一層充実させ、あらゆる分野で難病に対する合理的配慮も浸透するよう努めていく計画です。 つきましては、ご指摘の項に限らず、全計画において難病に関する合理的配慮を含んだものであることをご理解賜りますようお願いいたします。
III 基本的施策（各論） 4. 生活環境の整備	3		生活や社会面に関して、差別と配慮を別の問題として考えたほうが良いと考える。特に災害時の支援において。	ご意見として承ります。 災害という非日常の場面で、適切な配慮をもって支援がなされるよう、日頃から啓発事業や障害のある

				人等との交流を通じて、正しい理解が進むよう施策の充実を図っていきます。
その他	4	<p>障害者施策推進協議会委員の委嘱・任命について</p> <p>委員の皆さまへの委嘱・任命については、「障害者施策推進協議会要綱」の定めにより委嘱・任命されておりますが、本要綱は昭和57年8月27日に告示され、逐時改定をされているようですが、直近の改定は平成25年5月16日となっております。</p> <p>ところが、障害者権利条約の批准は平成26年1月であり、その後、国内法の整備・改正が進められ、平成28年度には「障害者差別解消法」の施行、「障害者総合支援法」等の改正がおこなわれるなど、障害問題を考える環境が大きく変わってきました。</p> <p>従って、障害者施策推進協議会委員の委嘱・任命にあたっては、20名という枠に縛られず、広く委嘱すべきものと考えます。具体的には、四日市自治会連合会の代表者、雇用関係の代表者は、商工会議所にとどまらず、大手企業（コンビナート企業、港湾物流企業の方にも参加して頂くよう見直しを図って頂きたい。特に、障害者の雇用問題を考えると大手企業の参画が必要と思います。</p>	<p>「四日市市障害者施策推進協議会」の設置の要綱において、組織の構成員を定め、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとしています。</p> <p>企業等雇用関係団体の代表として、商工会議所に、また、社会福祉団体の代表者として、地域で身近な福祉の相談役である民生委員児童委員協議会連合会から、委員を推薦していただいております。</p> <p>ご指摘のとおり、法律の改正など障害者を取り巻く状況は刻々と変化しており、今後、委員の構成を見直す際の参考意見として承ります。</p>	
その他	5	<p>計画推進の予算措置について</p> <p>本計画素案において、障害者計画を推進していくための予算措置については全く言及されていません。各論毎に5ヶ年（2019年～2023年）に概算この程度の予算規模で計画を推進するとの意思表示があってもいいと思います。なぜ予算措置、規模を計上されないのでしょうか？</p>	<p>本計画は、障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」として、本市の障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な方向性を示す計画であることを、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	

<p>Ⅲ 基本的施策（各論）</p>	<p>6</p>	<p>10～54</p>	<p>施策の方向（継続・拡充・新規）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の継続性は、民間企業で言うBCPと同様、事業を続けていくことは極めて重要であると認識しております。</li> <li>・ 新規は、とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の開催に関するものと、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案があった場合のあっせん手続き事業だけあります。</li> </ul> <p>向こう5年間新たな障害者計画は無いのでしょうか？日本国内、世界各国での障害者に向けた新たな取り組みを調査研究すべきと思います。</p> <p>「障害者対策に関する新たな取り組みの研究を進める」そのため、健康福祉部に研究企画部門を置く等の施策を講じて頂きたい。</p>	<p>第3次四日市市障害者計画に基づいて事業を継続する中で、達成できたものは整理し、必要な事業については新たに盛り込むなど、進捗状況に応じて、各事業の継続・拡充・新規・廃止など、随時、方向性の見直しを図ってまいりました。</p> <p>今後も、計画に基づく事業の進捗状況を管理し、法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。</p> <p>ご提案いただいた、調査研究及び研究企画部門の設置はしていませんが、新たな取り組みの研究については、それぞれの担当課が行ってまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>7</p>		<p>手話言語条例の制定について</p> <p>全国の各地方自治体、三重県内の地方自治体においては、「手話言語条例」の制定が進められておりますが、本障害者計画の中では「手話言語条例」の制定について全く触れておられません。市長は先般、「手話言語全国市区長会」に加入され、国内の手話に関する情勢等を学習されているものと存じます。「手話言語条例」の制定について、5ヶ年間全く考えないということなのでしょうか？</p> <p>四日市市として手話言語条例を制定する必要がないということであれば、具体的にその理由を計画の中で明示頂きたい。</p>	<p>本市は、平成30年度に「手話言語全国市区長会」へ加入し、手話言語をはじめとした聴覚障害者が直面する課題や、各自治体における手話等に関する施策展開の情報収集等を行っており、手話言語条例の制定についても今後研究してまいります。</p>
<p>Ⅲ 基本的施策（各論）</p> <p>4. 生活環境の整備</p>	<p>8</p>	<p>37</p>	<p>手話通訳者派遣事業における登録手話通訳者の処遇の見直し</p> <p>方向性は「継続」ということですが「拡充」という考えは無いのでしょうか。</p>	<p>四日市市の意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）を将来にわたって継続できるよう、引き続き手話通訳者等の養成に努めてまいります。</p> <p>登録手話通訳者の処遇等について</p>

		<p>登録手話通訳者の身分は、特別職の臨時公務員と位置づけされています。その手話通訳者の処遇は専門性や体力の消耗と頸肩腕障害が発症しないかと不安の中での通訳でありながらも、決して高額な報酬ではなく、職業として成立する処遇にはほど遠く、改善が必要です。</p> <p>平成25年3月27日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自利支援振興室長名で各都道府県、中核市宛てに発信された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」で触れられている手話通訳者の報酬・手当（割増）・交通費等について同通知の趣旨に沿って定期的に改定することを障害者計画に明記すべきと考えます。</p> <p>現在の身分、処遇に見直されるまで、17年間放置されてきた経緯を充分反省すべきであります。魅力のある、社会的地位の高い誇れる手話通訳者を持つことが四日市市の意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）を将来に向かって支えていく重要な施策だと思います。</p> <p>このままでは、四日市市の手話通訳者派遣事業は衰退の方向に向かうことが危惧されます。是非具体的な見直し行動を計画に織り込んで頂きたい。</p>	<p>改善を図る際の参考意見として承ります。</p>
<p>その他</p>	<p>9</p>	<p>設置手話通訳者の身分について</p> <p>現在、四日市市では、本庁内に4名の設置通訳者と市立病院に1名の設置通訳者が雇用されています。</p> <p>然しながら、各人の身分は、本庁内は嘱託職員・臨時職員、市立病院は正規職員という状態であります。</p> <p>基本的には設置手話通訳者身分の方向性として、正規職員化を図るこ</p>	<p>四日市市の意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）を将来にわたって継続できるよう、設置手話通訳者の身分についても、登録手話通訳者と同様、処遇改善を図る際の参考意見として承ります。</p>

			<p>とを明記すべきと考えます。</p> <p>先に述べました「手話言語条例」の制定に合わせて考慮すべき重要な課題であると存じます。</p>	
<p>Ⅲ 基本的施策（各論）</p> <p>4. 生活環境の整備</p>	10	41	<p>障害の特性に応じた災害時支援の推進について</p> <p>避難所での生活が可能となるよう、障害の特性に応じた対応策を検討するなど、災害時の体制を整えますとありますが、その体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部署・・・危機管理室とありますが、危機管理室のみでいいのでしょうか。</li> </ul> <p>障害福祉課と危機管理室さらに地区の避難所の開設・運営に重要な役割を果たす、地区市民センターを監督する市民文化部を担当部署に加えるべきだと思います。</p> <p>現場感覚での体制整備が望まれます。</p>	<p>災害時には、危機管理室を中心として障害福祉課や地区市民センターなどの関係部局と連携をとり対応することになりますが、ここでは統括の危機管理室を記載しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
<p>Ⅲ 基本的施策（各論）</p> <p>4. 生活環境の整備</p>	11	40	<p>災害時の情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者用緊急情報FAXの登録</li> </ul> <p>インフラが正常な場合は通信できるのでしょうか、停電等の場合はどのように対応されるのでしょうか？</p>	<p>大雨などの危険が予測される場合に、早めに避難を開始していただくために、聴覚に障害のある人に聴覚障害者用緊急情報FAXを登録いただき、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を提供しています。</p> <p>聴覚障害者用緊急情報FAX以外に、四日市市安心安全防災メールの登録を呼びかけるとともに、隣近所での共助の重要性を引き続き周知してまいります。</p>
<p>Ⅲ 基本的施策（各論）</p> <p>4. 生活環境の整備</p>	12	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活時における情報保障体制についてどのような方法等を考慮されているのでしょうか？</li> </ul> <p>避難所運営を総括するのは、基本的には現地の自治会長や自主防災隊長です。四日市市自治会連合会等と協議し、地域の自治会の理解と支援を求める施策を進めるべきと考えます。</p> <p>例えば聴覚障害者（聞こえない方</p>	<p>関係部門や関係団体と具体的な整備・方法について協議する際の参考意見として承ります。</p>

		<p>)に限定して考えた場合</p> <p>地域で活動する手話サークルとの連携、筆談用器具の整備、ホワイトボード、テレビ等の設置など具体的な整備が各避難所で必要となります。</p> <p>避難所運営マニュアルに障害者対応の具体策を取り入れる必要があります。</p>	
その他	13	<p>第3次障害者計画と第4次障害者計画との違いを明確に</p> <p>2014年度～2018年度まで第3次計画が推進されました。</p> <p>第3次計画推進の時期と第4次計画期間(2018年度～2023年度)では、社会情勢は大きく変わり、障害者の方々の生活環境、関係する制度等も変化するものと考えます。</p> <p>特に、AI・IOTの進歩は著しく、情報革命が進みます。</p> <p>そのような環境の中、第3次計画の実績と反省を踏まえ将来を見据えた第4次計画を策定すべきと存じます。</p> <p>については第3次計画で実現出来なかった課題を明確にし、その課題と新たな視点で取り入れた第4次計画を比較明示すべきと考えます。</p> <p>例えば、第3次計画の期間中に制定された「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」は議員提案で制定されたもので、市(行政)側から提案されたものではありませんでした。この条例が第4次計画の中で政策としてどのように活かされているのでしょうか。</p>	<p>第3次四日市市障害者計画については、毎年、障害者施策推進協議会の場で進捗管理を図ってまいりました。</p> <p>その中で、達成された事業や課題等を協議し、その結果を踏まえ、継続すべき課題や方向性等を第4次四日市市障害者計画に反映させており、各事業ごとに今後も継続すべきものは「継続」と記し、充実の必要性の高いものについては「拡充」という形で表記させていただきましたのでご理解下さい。</p> <p>「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の理念を計画の重点施策に掲げるとともに、各論においてもその理念を浸透させて、各施策を展開してまいります。</p>
その他	14	<p>四日市市「障害者等社会的弱者に配慮を進める町」宣言</p> <p>市は人口減少対策として、シティプロモーションによる取り組みを進めています。その活動の一環として</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

			<p>社会的弱者への配慮を政策の柱とし、「障害者等社会的弱者に配慮を進める町」宣言をされては如何でしょうか。きっと多くの市民の共感を得て、住み続けたい町、住んでみたい町として人口問題にも寄与出来ると思います。</p>	
V 計画の推進にあたって	1 5	8 6	<p>計画の推進にあたって</p> <p>①計画の推進をチェックするため「四日市市障害者施策推進協議会」を核とされることに異存はありませんが、障害者の皆さんと身近に接し、生活環境を共にしているのは、地域の自治会役員、地域で活動する民生児童委員等地縁に繋がることが多いと存じます。</p> <p>従って、障害者の生活現場を一番よくわかっておられる方、また、逆に良く知っていてもraitたい方に経過報告等を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>*四日市市自治会連合会役員と定期的に計画推進状況報告・意見交換をする場を作って頂きたい。</p> <p>また、民生児童委員に関しましても代表者に参画願うだけではなく、民生児童委員協議会連合会との定期的会合を持ち、情報提供を積極的に進めて頂きたい。</p>	<p>地域で身近な相談役である民生委員児童委員協議会連合会と情報共有し、また各地区民生委員児童委員協議会とは行政との交流会を通して意見交換を引き続き行ってまいります。</p>
その他	1 6		<p>本計画と市議会との関係について</p> <p>本計画が策定された段階で市議会と話し合いを持たれるのか、パブリックコメント等が集約された時点で議会と何らかの協議が行われるのでしょうか。市民にはよくわかりません。本計画の推進、経過報告、予算措置等の面で市議会とはどのような関係になるのかを教えてください。</p> <p>市民の代表である市議会議員の諸氏には充分なる説明が行われ、意見を聞いて頂き、計画の推進に反映さ</p>	<p>本計画の策定にあたり、計画の骨子案・計画の素案を、四日市市議会11月定例会議会の所管の常任委員会協議会にお示ししたのち、計画の素案に関するパブリックコメントを実施いたしました。</p> <p>今後、その結果を四日市市議会2月定例会議会の所管の常任委員会協議会にお示しします。</p>

			れるよう計らって頂きたい。	
Ⅲ 基本的 施策（各論） 6.生活支援 の充実	17	50	<p>高齢者への施策について</p> <p>項目6、生活支援の充実 1)生活安定施策の充実 ③において、障害のある方の高齢化に対応するため、在宅介護支援センター・市内5か所の委託相談支援事業所の拡充が図られることは喜ばしい施策であり、賛同致します。</p> <p>地域において、障害がある、なしに関わらず、地区市民センターの2階ホールで催されるイベントや選挙の演説会に階段にて上がることが苦痛で参加をあきらめている方が多くおられます。センターの2階に上がる「エレベーター」の設置は、障害者施策ともいえます。全庁的な課題としてぜひ実現を図るようとり進めて頂きたい。センターは地域のコミュニティの中心です。</p>	<p>これまでも各地区市民センターの1階にある和室のバリアフリー化に取り組んでおり、今後も公共施設を整備、改修する際には参考とさせていただきます。</p>
その他	18		<p>森市長は政策の柱として「子育てするなら、四日市」のキャッチフレーズのもと、少子化対策の一環、市の人口減少歯どめとして、子育てに関する施策を進められています。将来の日本、地域社会を担う子供への施策は大賛成です。</p> <p>一方、障害を持たれている方、障害者を支えておられる方々に対する施策「障害者がいきいきと暮らせる四日市」を目指して頂きたい。そのためには、この度素案としてまとめられました第4次四日市市障害者計画（2019年度～2023年度）を着実に実行し、他の市町に比べて、四日市市は「障害者がいきいきと暮らせる町」として誇れるものにして頂きたい。</p>	<p>第4次四日市市障害者計画（2019年度～2023年度）におきましても、第3次四日市市障害者計画の理念を引き継ぎ、「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」の実現を掲げておりますので、今後もこの基本理念を踏まえた計画を着実に実行してまいります。</p>
その他	19		<p>特別支援学校等を修了した障害の重い方や、強度に行動に障害のある方が市内にいるかと思いますが、専</p>	<p>本計画は、障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」として、本市の障害のある人のための総合的</p>

			<p>門的な受け皿、作業所、日中サービスを増やしていく方向性が計画の中に明記されていないのは、どうしてですか？比較的障害の軽い方は、就労の方向性が書かれているように思いますが、重度、最重度の人や、強度に行動に障害が著しい人の、受け皿の具体的数値目標が書かれていないことに疑問を感じています。生活介護（ディサービス）、居宅サービスは書かれていますが。これらのことは今後どのようにお考えなのか教えてください。</p>	<p>な施策に関する基本的な方向性を示す計画です。</p> <p>障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス支給量の見込み、確保の方策については、「第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画」でお示ししております。</p>
その他	20		<p>障害者は年々増えているのに、受け皿となるサービスを具体的に増やしていけるような数値目標や表現が見当たりませんが、どのようにお考えですか？</p>	<p>番号19の回答と重複しますが、数値目標については第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画にお示ししております。</p>
Ⅲ 基本的施策（各論） 6.生活支援の充実	21	48	<p>P48の中段に、グループホームの量的拡大は引き続き必要とありますが、従業者がなかなか集まらないと聞くこともあります。このような中で質の向上はどのようにしたら良いのかと思いますが、市役所のお考えをお聞かせください。</p> <p>また、同ページの下段に障害のある方が、身近な地域で自分に見合った活動の場を自由に選択し、気軽に取り組むことができる環境整備等がありますが、具体的にどのような環境整備の計画が行われてきましたか？また、今後どのような整備計画をお考えですか？</p>	<p>ご指摘のとおり、福祉部門に従事する人材のスキルアップは重要と考えており、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の各部会と連携し、ニーズにあった研修会等を引き続き実施してまいります。</p> <p>また、ご意見をいただきました下段の、障害のある人が身近な地域で、文化活動、スポーツ又はレクリエーションなど、自分に合った活動を自由に選択し、気軽に取り組むことができる環境の整備については、障害者福祉センターの出前講座や福祉講座、創作的活動等で引き続き取り組んでまいります。</p>
Ⅲ 基本的施策（各論） 6.生活支援の充実	22	51	<p>P51の(2)①に重度障害者（児）手当など市が実施する様々な制度のあり方について、障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、幅広く意見を伺いながら云々とありますが、補助金事業の見直し、継続と読み取れますが、「ひと、もの、かね情報」の「ひと、もの」は「かね」</p>	<p>多様化する福祉課題に対し、生活基盤を支える保健・医療・福祉関係者、及び自治会等の地域団体と市民活動団体やボランティア団体などの組織それぞれが連携しつつ、障害者施策全般を充実してまいります。</p>

			同様、特に必要だと思いますが、その充実に向けて、何か具体的な方策などがありますか？	
その他	23		<p>障害者計画に取り入れ推進願いたい事項</p> <p>(1) 手話言語条例の制定を推進すること</p> <p>(2) 登録手話通訳者の処遇の改善を図ること</p> <p>(3) 設置通訳者の身分を正規職員とすること</p> <p>(4) 災害発生時における情報保障体制の確立について検討推進すること</p>	<p>(1) 番号7の回答と重複しますが、手話言語条例の制定について、研究してまいります。</p> <p>(2) 登録手話通訳者の処遇等について改善を図る際の参考意見として承ります。</p> <p>(3) 設置手話通訳者の身分についても、登録手話通訳者と同様、処遇改善を図る際の参考意見として承ります。</p> <p>(4) 関係部門や関係団体と協議する際の参考意見として承ります。</p>
その他	24		<p>手話が言語であることの普及等について</p> <p>手話言語条例が制定されるまでの間、次の事項を障害者計画の推進事項として取り入れて頂きたい。</p> <p>(1) 市内事業者がPR用等で作成するDVDにおいて、手話通訳者による説明を画像に取り入れるよう、商工会議所等の機関を通じて、各事業者に要請すること。</p> <p>(2) 小中学校の教育の中に手話と接する機会を設けること</p> <p>*具体的には、毎年3時間程度各学校で手話教室を設け、ろう者と手話通訳者から手話は言語であり、発生言語である日本語と同等の言語であることを理解させ、認識させること</p> <p>(3) 地区で開催される人権研修会、福祉研修会等には手話通訳者を付けるよう主催団体に要請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の社会福祉協議会</li> <li>・地区の人権擁護協議会 等に</li> </ul>	<p>本計画は、本市の障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な方向性を示すものです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の趣旨を踏まえ、障害及び障害のある人への理解を深められるよう啓発に努めてまいります。</p> <p>次に、地区で開催される人権研修会、福祉研修会等には、依頼に基づいて手話通訳者等を派遣しておりますので、引き続き主催団体に対し、周知、啓発してまいります。</p> <p>また、支援を必要とされる人が医療機関受診の際には、四日市市の意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）で対応してまいりました。今後も継続して取り組んでまいります。</p>

		<p>(4) 手話サークルへの助成措置</p> <p>災害発生時において、地域で活動する手話サークルは、聴覚障害者の情報保障体制の一環を担うことの出来る組織です。</p> <p>かかるサークルに対する情報保障助成措置を検討すること。</p> <p>(5) 総合病院には手話通訳者の設置を図ること。</p> <p>現在、四日市市立病院には設置通訳者が置かれていますが、県立医療センター、みたきクリニック等の総合病院に手話通訳者の設置をするよう進めること。</p> <p>(6) 中核市としての四日市市にも「情報提供施設」の設置を検討し、具体化を推進すること。</p>	
--	--	--	--